

和解について

東京地方裁判所令和2年（ワ）第17958号損害賠償請求事件について、
次のとおり和解する。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 事件の概要

市が締結した消防救急デジタル無線装置の物品供給契約に係る入札において、相手方が談合を行ったことにより、市が被った損害の賠償を求めるもの

2 和解の相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 鎌 上 信 也
- (2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1
三峰無線株式会社
代表取締役 中 島 芳 明

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、市に対し、和解金として、連帯して2073万6666円の
支払義務があることを認める。

- (2) 相手方は、市に対し、連帯して(1)の金員を、市の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 市は、その余の請求を放棄する。
- (4) 市及び相手方は、市と沖電気工業株式会社との間及び市と三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提 案 理 由

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。